

# 環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和4年12月1日発行

令和4年 第5号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



## 年々の家庭ごみ収集日について

12月29日(木)・30日(金)は、下表のとおり「燃やせるごみ」と「容器包装プラスチック」を収集します。地域によっては通常の曜日と異なる種類を収集したり、収集時間が大幅に前後したりする場合があります。ごみ出しルールを守り、決められた場所へ決められた時間までに出してください。

地域		12月29日(木)	12月30日(金)	地域	12月29日(木)	12月30日(金)
津		容器包装プラスチック ※一部の地区の容器包装プラスチックの収集は、28日(水)が最終日です。	燃やせるごみ	安濃	燃やせるごみ	容器包装プラスチック
				香良洲	燃やせるごみ(可燃A)	燃やせるごみ(可燃B)
久居	北A・B	燃やせるごみ	容器包装プラスチック	一志	大井・高岡	燃やせるごみ
	南A・B	容器包装プラスチック	燃やせるごみ		波瀬・川合	容器包装プラスチック
河芸	A	燃やせるごみ	容器包装プラスチック	白山	家城(福田山布引を除く)・大三・倭	燃やせるごみ
	B	—	燃やせるごみ		川口・八ツ山	容器包装プラスチック
芸濃		燃やせるごみ	容器包装プラスチック	美杉	八知(大洞)	容器包装プラスチック
美里		燃やせるごみ	容器包装プラスチック		上記以外	—

※津地域の一部の地区…高茶屋北(カレンダーNo.2 A)、高茶屋南・雲出(カレンダーNo.2 B)、藤水・南が丘の一部(カレンダーNo.3)、楯形・片田(カレンダーNo.4 A)、神戸・修成の一部(カレンダーNo.4 B)、白塚(カレンダーNo.6)、高野尾・大里(カレンダーNo.8 A)、栗真・北立誠の一部(カレンダーNo.8 B)、北立誠・南立誠(カレンダーNo.11)



## 冬季の省エネの取り組みにご協力ください

火力発電の休止・廃止が増加傾向にあることやコロナ禍における生活様式の変化などにより、冬季における電力需要は非常に厳しい見通しとなっています。国は、計画停電を避けるために、電力需給のひっ迫が見込まれる場合の前日に「電力需給ひっ迫注意報」または「電力需給ひっ迫警報」を発令し、企業や家庭に対して節電要請を行うこととしています。

津市域を含むエリアにこれらの注意報などが発令された場合、前日の16時以降と当日の9時の2回、防災行政無線を使用し、市民や事業者の皆さんへ節電を呼びかけますので、資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」などを参考に、無理のない範囲で節電にご協力をお願いします。



省エネ  
ポータルサイト



## 自然の物を生かしたクリスマス工作会

松ぼっくりやどんぐり、ナンテンなどを使ってクリスマスリースを作りませんか。

**と き** 12月17日(土)午前の部…9時30分～12時ごろ、午後の部…13時30分～16時ごろ

**と ころ** 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

**対 象** 市内に在住・在学の小学生と保護者

**定 員** 抽選各4組8人 ※当選者には12月11日(日)午前中に電話連絡

**持ち物** リボン、テープなど自分の好きな工作の材料

**申し込み** 12月10日(土)17時までに電話またはファクスで環境学習センター

(☎237-1185、FAX237-5385)へ ※月曜日休館





## 充電式電池は危険ごみで出しましょう

### 充電式電池とは

近年、充電式電池はその利便性の良さから、スマートフォンやゲーム機などの小型電子機器に多く使われています。しかし、強い衝撃や過度な圧力によって発火する危険性があることから、充電式電池の分別を守らないと、収集車や処理施設で火災が発生することがあり、非常に危険です。充電式電池には右の3つのマークが表示されていて、多いのはリチウムイオン電池です。

#### 充電式電池のリサイクルマーク



出典：経済産業省ホームページ

### 充電式電池の捨て方

写真のように、必ず端子部分をビニールテープ等で覆い「危険ごみ」の日に出してください。透明または半透明の袋に入れて他の危険ごみ(乾電池、スプレー缶、ライター、蛍光管、水銀式体温計)と分けてください。



### 充電式電池の危険性

充電式電池の分別を守らないと、写真のように製品から発火し、収集車や処理施設の事故になり非常に危険です。



火災が発生し、収集車内のごみを出して消火した様子

### 充電式電池が使われている製品の例と捨て方

#### 取り外しが容易な製品



電動工具



コードレス式掃除機



電話の子機



デジタルカメラ



ロボット掃除機



携帯電話

#### 取り外しが困難な製品



モバイルバッテリー



ワイヤレスイヤホン



電気シェーバー



加熱式たばこ



携帯型ゲーム機



ハンディファン



スマートフォン



ノートパソコン

上記の製品は、充電式電池を取り外した後、小型電子機器として市内のエコ・ステーション、環境政策課、各総合支所地域振興課のいずれかへ持ち込んでください。

また、携帯電話以外は、充電式電池を取り外した後、「金属ごみ」として家庭ごみ一時集積所に出すか処理施設へ持ち込むこともできます。

携帯電話は市内のエコ・ステーション、環境政策課、各総合支所地域振興課のいずれかへ持ち込んでください。

上記の製品は、無理に外そうとせず、小型電子機器として市内のエコ・ステーション、環境政策課、各総合支所地域振興課のいずれかへ持ち込んでください。

また、スマートフォンとノートパソコン以外は、「危険ごみ」として家庭ごみ一時集積所に出すか処理施設へ持ち込むこともできます。危険ごみ(乾電池、スプレー缶、ライター、蛍光管、水銀式体温計、充電式電池・取り外しが困難な製品)は品目ごとに袋を分けて出してください。

スマートフォンやノートパソコンは、市内のエコ・ステーション、環境政策課、各総合支所地域振興課のいずれかへ持ち込んでください。



## 》絶対ダメ！廃棄物の不法投棄！

### 不法投棄とは

海岸や河川、山道の脇や空き地などに家電製品や家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみ等を捨てる行為を不法投棄といいます。

津市では、不法投棄対策として、巡回・監視する不法投棄防止環境パトロールを実施していますが、不法投棄されたごみが新たなごみを呼ぶケースなどがあり、不法投棄が後を絶たないのが現状です。法律に反した身勝手な行動により土地の管理者や市民の皆さんに迷惑をかける行為は許されません。

きれいな津市を残していくために、皆さんからの情報提供が不可欠です。通報にご協力ください。



不法投棄防止環境パトロールの様子

### 不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

### 無許可業者による不法投棄が発生しています

廃棄物の収集運搬には、「一般廃棄物収集運搬許可」「産業廃棄物収集運搬許可」のいずれか、または両方が必要です。許可がないまま廃棄物を収集運搬してはいけません(家庭から出た一般廃棄物を自分で津市の施設に持ち込む自己搬入などは除く)。不法投棄は、このような収集運搬の許可がない無許可業者が行うケースが多いと考えられています。

無許可の不用品回収業者が、巡回や空き地などで回収した廃棄物を不法投棄する事例も発生しています。

自分たちが使っていたものが不法投棄されることを防ぐため、廃棄物を業者へ引き渡す際は、収集運搬許可業者かどうかを確認してから引き渡すようにしましょう。



不法投棄された廃棄物

### 不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記連絡先へご連絡ください。

また、通報時には、日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などをお伝えください。

きれいで住みやすい街を目指し、不法投棄の防止にご協力ください。

#### 問い合わせ

- 環境政策課 ☎229-3258
- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



早期発見が早期解決につながります！  
通報にご協力をお願いします。





## 空き家対策は予防・管理・利活用！

### 空き家の発生予防

#### ① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままだと、相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままですと、相続人が多数になり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。

#### ② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却など、利活用の方針を決めておき、家財や荷物の整理をしておきましょう。

### 空き家の管理

#### ① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気や換気、敷地内の除草や庭木の剪定などを行いましょう。自分でできない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

#### ② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

### 空き家の利活用

#### ① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

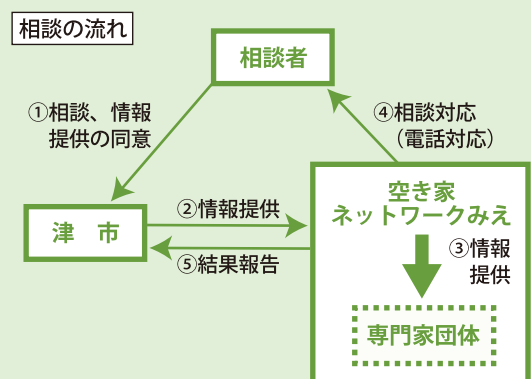
#### ② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

### 空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談は、相続登記や売却など専門的な内容が多いことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課へご相談ください。

**問い合わせ** 環境保全課(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、9時～12時、13時～17時 ※土・日曜日、祝・休日を除く)



## 狂犬病予防注射について

狂犬病予防注射は年に1回、4月～6月に飼い犬に受けさせなければならないこととなっていますが、新型コロナウイルス感染症対策として、注射の接種期間が12月31日(土)までに延長されています。まだ受けさせていない場合は、動物病院で飼い犬に注射を受けさせてください。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。



津市ホームページ